

岩倉市奨学金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市立中学校の生徒のうち、経済的理由により就学に不安を抱える者に対し奨学金を給付することにより進学援助を行い、もって教育の機会均等に寄与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、岩倉市立中学校長（以下「中学校長」という。）により推薦を受ける時点で岩倉市内に在住し、岩倉市立中学校第3学年に在籍する者で、次に掲げる条件に該当する者のうち、中学校長の推薦に基づき第5条に定める委員会において審査し、その意見を徴して市長が決定する。

- (1) 父母の交通事故等により、遺児となった生徒
- (2) 交通事故等により、身体的に重度の障害がある生徒
- (3) 家庭の経済事情等により、進路選択をする上で支障がある生徒
- (4) その他、第1号から第3号までに準ずる生徒

(推薦)

第3条 中学校長は、次に掲げる要件をいずれも満たし第2条各号の条件に該当する生徒を奨学金給付推薦書（様式第1）により推薦するものとする。

- (1) 生活全般を通じて、中学生としてふさわしい態度・言動で過ごし、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者
- (2) 高等学校又は高等専門学校その他専門・専修学校（以下「高等学校等」という。）へ進学後も継続して勉学に励み、かつ、学習意欲がある者

(奨学金等)

第4条 奨学金の額及び人員は、予算の範囲内で市長が決定する。

(委員会)

第5条 第2条の規定による審査等を行うため、委員会を設

置する。

2 委員会は、教育長、総務部長、福祉部長、教育部長及び岩倉市立小学校長代表をもって組織する。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(通知)

第7条 市長は、第2条の規定により決定した者に対して、奨学金給付決定通知書(様式第2)により通知する。

(奨学金の支給)

第8条 前条の規定により通知を受けた者は、速やかに奨学金給付請求書(様式第3)により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに奨学金を交付する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業を遂行するために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に岩倉市立中学校長から推薦を受

けている者については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に岩倉市立中学校長から推薦を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第2（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

奨学金給付決定通知書

奨学金の給付については、岩倉市奨学金給付事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、高等学校等に入学したことが確認できるものを添えて、請求書を提出してください。

記

給付金額

円

様式第3（第8条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所

氏 名

奨学金給付請求書

岩倉市奨学金給付事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求
します。

記

1 給付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義(フリガナ)
		当座 普通	